

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No.1154163

FAX(03)3299-5367

購読料 月額600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

向かい風から追いついていく風

..... 2

ILOが採用差別事件で日本政府に勧告

資料1 国労コメント(九九・十一・十八)

..... 3

ILO勧告を受け止め、全面解決はかれ

資料2 国鉄闘争支援中央共闘会議「声明」(九九・十一・十九)

..... 3

ILO勧告を武器に全面解決めざす

資料3 労働大臣談話(九九・十一・十八)

..... 4

ILOに情報提供

資料4 ILO自由と結社委員会「勧告」(九九・十一・十八)

..... 4

ILO九八号条約に沿った解決を期待

資料5 富里邦雄弁護士のILO勧告についてのコメント

..... 4

JR、政府の責任に言及

集まり、学習し、議論する

..... 5

労働運動の現状と労働運動強化の課題

「富める」国と「貧しい」国の格差は拡大

..... 11

第五四回国連総会でのキューバ外相の演説(一九九九年九月二四日)

フランス「週三五時間労働」が来年実施

..... 14

— ジョスパン・フランス首相訪日の焦点 —

伊勢 太郎 14

読者からのおたより

..... 15

刊 旬 社 会 通 信

NO. 756

一九九九年二月二日号

一九九九年二月二日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

向かい風から追いかける風

— ILOが採用差別事件で日本政府に勧告 —

十一月十八日、ILO（国際労働機構）理事会は、「結社の自由委員会」の結論にもとづいて「資料4」に掲載した「勧告」をおこなった。

国労は九八年五月二八日の東京地裁不当判決を契機に同年一〇月二二日、「東京地裁の法律解釈は誤っており、取り消されるべき」とILOに東京地裁の判決は第八七号（結社の自由及び団結権の保持に関する条約）、第九八号（団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約）に違反していると、日本政府を相手に苦情の申し立てを行っていた。

九八号条約は第一条で「1、労働者は、雇用に関する反組合的な差別待遇に対して十分な保護を受ける。2、前記の保護は、特に次のことを目的とする行為について適用する。
①労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを労働者の雇用条件とすること、
②組合員であるという理由又は労働時間外にもしくは使用者の同意を得て労働時間内に組合活動に参加したという理由で労働者を解雇し、その他その者に対して、不利益な取り扱いをすること」と記している。

また、第八七号条約第三条は「1、労働団体および使用者団体は、その規約及び規則を作成し、自由にその代表者を選び、その管理及び活動について定め、ならびにその計画を策定する権利を有する。2、公の機関は、この権利を制限し又はこの権利の合法的な行使を妨げるようないかなる干渉も差し控えなければならない。」とあり、これに違反する場合「団結権の尊重を確保するため、必要がある場合には、国内事情に適合する機関を設けなければならない」（第九八号条約の第三条、第八七号条約の第一二条）と定めている。

ILOの勧告は、1、国労や全動労へのJR不採用によって団結権が侵害されている現状を認め、2、当事者の満足のいく解決に早急に到達するよう、JRと申し立て組合間の交渉を積極的に奨励するよう求め、3、その進捗状況の報告を政府に要求した。

昨年不当判決から一年半、国鉄闘争は、強い向かい風のなかで苦闘を強いられてきた。ようやく「追い風」が吹いてきたというのが、多くの仲間の気分であろう。

ILOは各国政府と労働者・使用者代表で構成される国際的にも権威ある機関である。その勧告に法的な拘束力がないとはいえ、日本政府は「気に入らない」と無視することはできない。それは、運輸大臣が「勧告ではJRが国労などの組合員の採用を拒否したかのように書かれている」と述べ、ただちに運輸省幹部をILOに派遣したことも明らかにある。

ILO勧告は政府ばかりでなく、東京高裁での裁判、さらに三月二九日に予定されている「全動労事件」の地裁判決にも大きな影響を与えずにはおかない。

闘争団の仲間たちは、「この勧告で闘いは勝利の展望を大きく切り拓くところに来た。しかしせっかくの勧告もこれを広め闘いに活用できなければ何にもならない。私たちに必要なのは勝利への確信を持ち、腰をすえて『解雇撤回・JR復帰』の私たちの要求を再確認し、全団員の力と気持ちを集中することである」と気力をあらたにしている。

資料1 国労コメント(九九・十一・十八)

ILO勧告を受け止め、全面解決はかれ

国際労働機構(ILO)は、本日、国労及び全動労の「苦情の申し立て」(一九九一号事件)に対し、理事会本会議で結社の自由委員会報告を採択した。勧告は、別紙(資料4)の通りである。(a)においてILOは、国労及び全動労の雇用をJRが拒否したことについて、ILO条約に違反しているという認識にたつたと受け止められる。そのための追加情報を提供するよう日本政府に求めている。

(b)においてILOは、JRと申し立て組合間の積極的交渉を奨励している。加えて、関係者が満足のいく解決に到達するよう、この交渉促進のための政府の積極的努力を求めている。

これらは、国労がかねてから主張し、政府・JRに求めていたことと同様であり高く評価できる。また、本日明らかになったILOへの政府回答によると、政府自身が解決への努力をしていることを明言しており、日本政府による国際公約と言える。

(c)においてILOは、昨年の五月二八日東京地裁判決が、裁判所を含めて、遵守すべきILO条約に反するものであることを間接的に指摘したものであり、今後の東京高裁における判決は、この指摘を重く受け止めることが求められる。

(d)において、ILO条約に違反する反組合差別事件が新民事訴訟法の下で迅速に審理されることを期待するILOの態度を表明している。結論部分においては、事件発生以降十年以上経過している現状について遺憾の意を表している。

反組合差別に対する事件は、迅速に救済されるものでなければならぬというILOの基本的立場を新民事訴訟法との関係においても指摘したものである。

国労は、政府の責任により関係者間の話し合いによる早期解決を図る決意であることを改めて明らかにする。

日本政府は、ILOの勧告を真摯に受け止め、関係者の話し合いを積極的に奨励し、次回ILO理事会(二〇〇〇年八月一六日～三十一日)までに全面解決を図るべきである。

資料2 国鉄闘争支援中央共闘会議「声明」(九九・十一・十九)

ILO勧告を武器に全面解決めざす

勧告は、回答を引き伸ばしてきた日本政府の反論に対し、一定の配慮をしつつも、JRの当事者責任を公的な国際機関としてはじめて認め、政府がJRと申立組合との交渉を積極的に促進するよう求める内容となっている。

また勧告は、国鉄改革法を形式的に解釈し、「国鉄とJRは別法人」とする法理をもってJRの不当労働行為責任を免罪し、ILO条約にもとづいて設置をされている労働委員会制度をないがしろにした昨年五月二八日の東京地裁判決に対する厳しい批判が根底に貫かれたものとなっている。加えて、リストラに便乗した組合差別の不当勧告に対し、運輸事務次官は「ILOは国鉄改革の際の採用システムについて十分理解していないようだ」としたが、牧野労働大臣は、その談話のなかで「自民党と連絡をとりながら、解決のために必要な努力をしていく」とした。

しかしながら、先に最高裁において国労バッジ事件の敗訴が確定したJR東日本は、「国鉄改革の経緯や新規採用方式の制度などの事実関係が正しく理解されていない」などと述べ、ILOが威信をかけた今回の勧告を無視する不遜な姿勢を露骨に示している。

政府・JRは今回の勧告を真摯に受け止め、自らの責任と自覚のもとに、来年三月のILO理事会での最終勧告を待つことなく、誠意をもって速やかに解決交渉のテーブルに着くべきである。

今回の勧告にあたって、国労の共同提訴人に加わっている交通運輸産業に働く労働者の国際組織である国際運輸労連(ITF)の献身的な協力と惜しみない援助があったことを私たちは忘れてはならない。

私たちは、十三年を数える苦難の闘いをのりこえてきた一〇四七名の仲間とその家族の皆さんとともに、日本政府に対し、「当事者に満足のいく解決に早急に到達すること」を求めたILO勧告の意義を噛み締め、全国津々浦々から、JR労使紛争の全面解決をめざして最後の勝利まで闘い抜くことを支援・共闘の仲間から呼びかけるものである。

資料3 労働大臣談話(九九・十一・十八)
ILO に 情報 提供

1、本日、ILO理事会本会議が開催され、JR不採用問題をめぐる国労、全動労の申立に関する結社の自由委員会の勧告が採択されたところである。

本勧告は、JR不採用問題について、同委員会での二度にわたる審議を経て出された中間的な結論に基づくものであり、同委員会では日本国政府からのさらなる情報提供等を路まえ、本件を引き続き審議することとなったものである。

2、労働省としては、結社の自由委員会で公正かつ適切な審議がなされるよう、国鉄改革時の新規採用方式の制度内容、裁判の進捗状況並びに自民党と社民党が中心となって、政治解決を図るべくご尽力して頂いているといった我が国の状況等に関する情報提供をILOに対し十分行つてまいりたい。

3、労働省としては、自民党等と十分連絡をとりながら、問題解決のために、今後とも必要な努力をしていく所存である。

資料4 ILO自由と結社委員会「勧告」(九九・十一・十八)
ILO九八号条約に沿った解決を期待

上記(略)の中間的な結論に照らして委員会は、次の勧告を承認するよう理事会に要請する。
(a) 多くの国労及び全動労組合員の採用をJR各社が拒否した理由に関して十分な認識に基づいた結論が出せるよう、委員会は、日本政府に対し、この点について追加情報を提供するよう要請する。

(b) 委員会は、日本政府に対し、当該労働者に公正な補償を保障する、当事者に満足のいく解決に早急に到達するよう、JRと申立組合間の交渉を積極的に奨励するよう要請する。委員会は、日本政府がこの点に関する進展について引き続き報告するよう要請する。

(c) 自由意思で批准した条約であり、司法機関を含むすべての国家機関が尊重しなくてはならない結社の自由に関するILO諸条約の適用を保障することは日本政府の責任であることを想起し、委員会は、国労及び全動労組合員の解雇に関する裁判所の判決がILO第九八号条約に沿ったものとなることを信じている。委員会は、日本政府に対し、裁判の結果を引き続き情報提供するよう要請する。

(d) 委員会は、新民事訴訟法の関係条文を提供するよう要請するとともに、真に効果的な救済が得られるように保障するため、新たに制定された民事訴訟法によって確立された手続によって、ILO第九八号条約に反する反組合差別に関する諸案件が今後迅速に審理されることを強く期待する。委員会は、日本政府がこの点に関する進捗状況について引き続き報告するよう要請する。

資料5 宮里邦雄弁護士のILO勧告についてのコメント
JR、政府の責任に言及

委員会の勧告部分のコメント(資料1)が、国労から出されているが、ILOの考え方を知るには、結論とあわせて検討すべきだと思う。結論を見れば、勧告に至る考え方が示されているからである。

結論でまず重要なのは、二六六項で、「この点に関し、委員会は、経済的な合理化計画やリストラ手続きに関する申し立てについては、余剰人員を含んでいるかどうかまたは事業体もしくはサービスが公的部門から民営部門に移管されるかどうかに関わらず、労働組合に対する差別もしくは介入を生じている場合に限り、委員会は審理することができる」としている点である。

JR紛争事件に鑑みていえば、国鉄分割・民営化にあたって、国鉄改革法がつけられたが、国鉄改革法の解釈としてJRは採用差別問題の責任を負わないという考え方を主張している。

これに対してILOは、そういう立場をとっていない。そこで「差別もしくは介入」が生じた場合については、ILOは団結権侵害か否かという点で審査を行うことができるという点である。これは、「多くの国労及び全動労組合員の採用をJR各社が拒否した理由に関して十分な認識に基づいた結論が出せるよう、委員会は、日本政府に対し、この点について、追加情報を提供するよう要請する」としているところにもその考え方が表れている。

次に二六七項では、「委員会は、一〇四七名の国労及び全動労組合員が、採用拒否の結果によってその後失業していること、いまだに苦しんでいること及び申立人によれば司法手続きはあと数年はかかるので失業状態が今後しばらく続くことを遺憾に思いつつ留意する」と指摘している。

団結権侵害の救済が遅延するという点に対して、すみやかに救済されるべきであるというILOの基本的な立場を表明したものと見える。

一方、「委員会は、政府がこれまでJ・Rと関係労働者との間の紛争解決のために努力してきていること及び解雇された国労及び全動労組合員問題を解決する努力を続けるという政府見解に留意する」という部分も重要である。ここでは、紛争解決のために努力しているという政府見解を一応評価しながら、「委員会は、日本政府に対し、当該労働者に公正な補償を保障する、当事者に満足のいく解決に早急に到達する」ことを求めている。

また、「J・Rと申立組合間の交渉を積極的に奨励するよう要請する。委員会は、日本政府がこの点に関する進展について引き続き報告するよう要請する」という点も、重要な指摘といえる。つまり、J・Rが使用者にあたらないうとして、国労と交渉すべき立場にないという主張に対して、J・Rと申立組合間の交渉促進をいい、そのための政府の責任を明確に指摘したものである。

二六九項は、非常に慎重な言い回しだが、5・28判決に対するILOの考え方が述べられていると思う。ILO条約はすべての国家機関が尊重しなければならないとして、「司法機関を含むすべての国家機関が尊重しなくてはならない結社の自由に関するILO条約の適応を保障することは日本政府の責任だと考える」としている点が重要だからだ。「委員会は言い渡される判決がILO第九八号条約に沿ったものとなることを信じている」というくだりは司法に対する干渉ととられる恐れがあるためか、「信じている」という表現に抑えられているが、裁判所がILO条約に沿った判決を出すよう期待しているというILOの考え方を表明したものと見える。

二七〇項は、「委員会は、必要な救済が真に効果的となるよう、ILO第九八号条約に反する反組合差別の案件は迅速に審査される必要があることを強調する。反組合差別的な案件の審理の大幅な遅延、特に企業によって解雇された組合指導者（または組合員）の復職に関する手続きの長期の遅れは、社会正義の否定であり、その結果、関係者の労働組合権が否定されることとなる」としたうえで、さらに、「十八の地労委同様中労委が発出した救済命令に対して繰り返し提訴が行われた結果、救済命令が停止されているために、国労及び全動労組合員に関しての手続きが大幅に遅れていることについて、懸念をもって留意する」と述べられており、ILOが本件の迅速かつ公正な解決を強く求めていることがこれらの文言の中に示されている。

「最高裁まで持ち込まれた場合、審理が終了するまでにはさらに十年を要するであろうという申立人の主張によって裏づけられた」ことも委員会の見解として述べ、以上が「結論」に関するおおよかな特徴点として指摘しておきたい。

集まり、学習し、議論する

労働運動も「転換」の時代に

労働運動の現状と労働運動強化の課題

日本労働運動は政治、経済、社会がそうであるように、連合結成からわずか一〇年にもかかわらず歴史的な転換点にあります。連合大会、連合方針の特徴については本誌七五二～五号に明らかにしています。

一、ムキダシの資本主義（資本の論理の徹底）がグローバルイズム、大競争という新たな装いのもとに、国民の八〇%をしめる労働者とその家族、勤労国民に襲いかかり、資本主義に固有の「搾取・抑圧・収奪」、さらには政治反動が全面的にあらわれていることです。

二、「搾取・抑圧・収奪」の強まりは封建時代の「ゴマのあぶらと百姓は：」、「かれん誅求」を思い浮かべせます。他方、借金と過剰設備で首が回らなくなった巨大銀行、巨大企業には金融再生法、産業再生法という棄捐令（きえんれい）、徳政令の乱発です。政府はさらに大競争に打ち勝つためには、企業の利益をふやすことが絶対的条件と、首切りの先

頭に立っています。

1、労働者生活は今、重大な局面にあります。まず失業者、雇用不安の増大です。さらに、労働運動がたたかいてきた諸権利が「労働法制の規制緩和」で一九世紀的狀態に逆戻りさせられていることです。それらは、①ただ働き、②ピンハネ、③首切り、④新たな差別と格差の法制化であり、「いじめ」も深刻で、労働を苦渋労働、奴隷労働におとし、⑤「労働の喜び」を根こそぎ奪いさる野蛮な攻撃です。四〇歳代、五〇歳代の労働者に自殺が激増し、平均寿命を押し下げられるようになりました。失業と賃金の減少は、子ども達の「学ぶ権利」を奪い、家庭生活を崩壊させ、生活不安は増加の一方をたどっています。

2、労働組合は存在意義を問われています。労働組合は資本による労働者間の競争を「排除」することを、「団結と統一」の基礎と結成され、発展してきました。労働組合の絶対的任務は、「首切りを許さない」ことです。しかし、資本の新たな攻勢の前に労働組合は、競争、能力主義・成果主義によって労働者がバラバラにされることによって、資本の好きなままの首切りを許しているからです。

最大の問題はユニオン連合の中心組合であるJ.C（金属関係企業組合の結集体）が、「労働組合は企業があつてこそ存在できる」と会社と一体になり、職場労働者に競争を押しつけるばかりか、この傾向が全組合に拡がっていることです。企業間競争が「生き残り」競争として国内だけでなく世界的規模でおこなわれている現在、「労使運命共同体論」の展開は、日経連、政府の攻撃とあいまちさらにいちじるしくなる傾向にあります。

3、日経連は「新しい日本の経営」（九五年）、「ブルーバード・プラン」（九七年）、「新時代の労使関係の課題と方向」（九九年）で、大合理化、大失業下ユニオン連合との新たなパートナーシップを「職場は社会の安定帯」との考えから追求しています。

4、日経連とユニオン連合はまさに「一体」です。それを示すのが、政治改革推進協議会（民間政治臨調）Ⅱ二世紀臨調です。民間政治臨調Ⅱ二世紀臨調は、日経連と連合を中心に組織され、そこに「政・官・学・マスコミ」を包含する「大政翼賛会」の現代版です。したがって「大政翼賛政治」の再来といわれる政治状況は、この民間政治臨調の小選挙区制導入で始まり、権力機構の再編成、さらには国会に憲法調査会を設置する動きとなつてあらわれています。現代労働運動の最大の課題と職場労働者の悩みは、ユニオン連合が権力機構の一翼にガッチリと組み込まれていることにあります。

三、連合は、日本独占資本が高度経済成長で帝国主義的自立と復活をとげ、帝国主義的進出に歩み始めた、まさにその時期に結成されました。社会党最大の支持基盤であった総評の解散は、社会党の動揺、解党になり、「総評・社会党ブロック」崩壊が「総保守」体制をもたらし、新ガイドライン関連法、盗聴三法、日の丸・君が代法制化、憲法調査会の国会設置となりました。「大政翼賛政治」です。

1、一九三〇年代の「大政翼賛政治」は戦争政策の拡大、労働運動の弾圧、政党政治の腐敗、軍部台頭、昭和研究会から「新体制運動」の集大成として①国家総動員法（一九三八年四月）、②国民精神総動員委員会（一九三九年三月）、③新体制推進運動（一九四〇年六月）、④大政翼賛会（一九四〇年一〇月）⑤産業報国会（一九四〇年十一月）と、戦時体制がつくられてゆきました。

2、一九三〇年代の「大政翼賛政治」は、中国への侵略戦争の拡大とともに「上」から

権力的につくられました。現在は様相を異にしています。世界第二の巨大な経済力、日本国憲法下の「自由と民主主義」、「政党政治」のなかで、総資本が「企業の職場を中心とする労使が安定帯」と、職場が「安定帯」の要とされたのです。

3、現代の「大政翼賛政治」は、巨大な「経済権益」を守ることを至上命題に、①新ガイドライン関連法Ⅱ国家総動員法、②盗聴三法Ⅱ治安維持法、③日の丸・君が代法Ⅱ国民精神総動員法、④憲法調査会Ⅱ新体制運動が一挙にかつ易々とつくり上げられていることです。

破たんした「整合性賃金論」

私たちの課題はこうした情勢下、「大政翼賛政治」、日経連とユニオン連合の「パートナーシップ」にどんな矛盾が生まれ、拡大しているかを明らかにすることです。史上最底の賃上げに終わった九九春闘から考えてみます。

一、九九春闘の最大の特徴は、「生産性基準原理」、「経済整合性論」にもとづく「生産性賃金論」、あるいは「経済整合性賃金論」が破綻したことです。

1、「経済整合性論」による賃金要求の根拠は、①過年度物価上昇分、②過年度経済成長率、③定期昇給です。ユニオン連合結成までは生活上分は「過年度経済成長率＋ α 」とされてきましたが、いつのまにか生活上分Ⅱ過年度経済成長率とされ、賃上げは経済成長率の範囲内におさめられることになりました。

経済成長率がプラスの時にはその矛盾をごまかすことは可能でした。しかし、金融恐慌、デフレ、マイナス成長で破綻が一举にはつきりしたのです。「経済整合性論」にもとづく賃金要求の根拠は「過年度物価上昇率＋過年度経済成長率（生活上分）＋定期昇給」、これを九九春闘にあてはめると、物価上昇率はマイナス〇・三％、経済成長率はマイナス一・九％ですから両者の合計はマイナス二・二％、これに定期昇給分といわれる二％を加えてもマイナス〇・二％要求になり、賃上げの根拠がなくなっています。

2、自動車総連の会長はある勉強会で「大事な点は要求の根拠だ。『定期昇給＋物価＋生活上分』の要求根拠がなりたたなくなっている。次の時代に耐えうる要求の考え方を作りたい」と危機感をあらわにしています。「次の時代に耐えうる要求の考え方」として、電機連合は「業績連動型一時金」、鉄鋼労連は「付加価値生産性」を決めています。この考え方は、生産性基準原理をさらに一歩進めるものに他なりません。

3、この要求方式は、これまでの統一要求基準を根本的に否定することに他なりません。連合は「二一世紀挑戦委員会」で今、旧総評的運動を払拭する努力が重ねられています。その中間報告が一冊の本にまとめられ、連合大会で明らかにされました。一九五五年、「みんなで渡ればこわくない」と発足し、職場闘争、反戦・平和のたたかいと総評の「三本柱」を形づくった「春闘」は実質崩壊の危機にさらされています。

二、金融恐慌下、不況はまだまだつづき、首切りの嵐はさらに吹きすさびます。アメリカの経済動向は「躍り場」にさしかかり、株価下落・ドル安をきっかけに「世界大恐慌」勃発もありえる情勢です。『世界経済白書』（経企庁）は、アメリカ経済への四つの不安を公式に明らかにしました。「生産性賃金論」、「経済整合性論」という賃金論では賃上げの根拠はなくなり、したがって労働運動はなくなってしまうのです。

ですから、ここからくる結論は――

(1) 賃金とは何か、(2) 労働力の再生産とは何か、(3) 労働者は働けば働くほど首切り、失業等「生活の不安」が増すのはなぜか、(4) 今日の社会、資本主義社会のしくみとはどういふものか、を原則にかえて「集まり、学習し、議論」し、職場から労働組合らしさを取りもどす方向を見いだし、行動することです。

労働者意識にも大きな変化

労働者意識の急激な変化です。「ハローワーク」(職業安定所)は、背広とネクタイ族であふれています。二つの傾向がみられます。一つは「競争に負けたらなにも残らない」「まず雇用保障がないと賃上げもクソもない」との意識で、連合主流組合に顕著ですが、職場労働者にも広く深く浸透しています。もう一つは、「なんとかしなければいけない」「中央が正しい方針を出してくれば」との意見です。しかし、労組中央は職場労働者の実態を忘れ去っていますから、「ビツクリさせられたのは、ある労組では中央、地本の専従役員が現場労働者の二倍強の賃金を得ている現実です」「方針を出してくれば」との待ちの姿勢では運動の前進はありません。生活状態はますます「不確か」になり、「何とかしなくては」との意識を積極的にうけとめ、発展させていくことが求められています。

一、それは、昨年、連合「生活実態調査・アンケート」に起きた「異変」にも明らかです。(1) 「現在の生活に対する満足度」で「不満」が「満足」を六対四で圧倒したことです。過去六回の調査では四対六でしたから、まさに劇的な変化です。

(2) 「今の職場生活の中で感じている不満や不安」でも新しい傾向が顕著です。「将来の賃金収入」四三・七%がトップで、ついで「今の賃金収入が安い」四〇・〇%、「定年まで働き続けられるか不安」三二・五%、「会社の将来性が不安」二三・六%とつづき、「仕事の量が多く忙しすぎる」一九・六%、「賃金に比べ責任度合いが高すぎる」一四・六%、「自分へのリストラ等雇用調整が心配」一一・一%、「休日出勤や時間外労働が多い」一一・〇%と不安は全面的です。

(3) 「職場の状況について」の項目は不安の内容を具体的に明らかにしています。「教育訓練が十分におこなわれていない」六三・七%、「男女均等待遇に会社は努力していない」五七・一%、さらに「仕事の多様化・高度化の不安がある」四八・三%、「常に過労による健康の不安を感じる」四一・九%、「職場のOA化や情報化についていけるか不安」三七・〇%、「倒産や業績不振による解雇が不安」三四・八%、「出向・転職の不安」三一・三%です。

(4) 連合の中心スローガンは「ゆとり・豊かさ・社会的公正」「安心・安全・安定」です。これはバブルまったただなかで結成されたスローガンでした。金融恐慌、経済構造改革、規制緩和、巨大企業の相次ぐ大合理化で、このスローガンは有名無実と化し連合の存在基盤そのものが揺れ動きはじめていることを示します。

二、「生活の不安」の増大は、大企業労働組合組合員の「組合への意識」も大きく変化させはじめています。

(1) 鉄鋼労連(九六年一月調査)は、「組合員の声が組合活動に反映されているか」に、「まったく反映されていない」一八・七%、「あまり反映されていない」五二・三%で、「反映されていない」が七一・〇%にも達しています。

(2) 日産化学労組(九七年末調査)は「組合幹部の本音は分かりにくい?」と問うてい

ます。「そう思う」二七・八%、「ある程度そう思う」四〇・一%で、六七・九%の組合員が組合役員に本音で話すことを求めています。

(3) ホンダ(九七年一二月調査)は「組合役員に何を望むか」との間に、「職場実態をつかんでほしい」三八・九%、「組合員の声をもっと聞いてほしい」一四・九%で、役員は職場の状態を知れ、職場に來い、が五三・八%に上ります。「組合活動のもっと分かりやすい報告を」一一・一%を加えますと、ここでも約七〇%の組合員が、労働組合の基本である「組合員」、「職場」にたてとっていることです。

(4) 組合の意識調査は二、三年前のもので、それ以降の「首切り合理化」の嵐は、組合員の組合不信をさらに大きくしていることは間違いないと見えます。この間、労働法制の規制緩和で、「日本の労資慣行」(①年功序列賃金、②終身雇用、③企業別組合を柱をし、企業内福利・退職金で維持されてきた高度成長期につくられた枠組み)は崩壊しているからです。

「不満の意志表示」せまられるユニオン連合

連合はこれら組合員の悩み、苦しみ、不安をくみ上げようとしているのでしょうか。連合十周年大会の「方針」は、「組合員とともに歩む」姿勢がみられません。方針案には、「社会的責任を果たそうとしない経営者に対して断固抵抗する『ものわりの悪さ』が必要」、「経済効率第一主義は許せない」などの文々がちりばめられています。しかし、職場から組織を強め、「首切り阻止こそ労働組合の任務」、「ストライキでたたかう」との意志はまったくありません。

一、ユニオン連合と「民間政治臨調」
「二一世紀臨調」をつくる社会経済生産性本部は、連合のたたかい方について「今のままではダメ」と連合にこう檄を飛ばしています。

「労働側は、いつでも一発回答を受け入れて春闘相場を形成するというやり方は改めるべきだ。一発回答を崩せば、春闘そのものが崩れるのではないか、という不安があるだろうが、今までのやり方を踏襲しただけでは、回答結果はなかなかかえられない。

どうしても不満な場合は経営側に対して、何らかの対抗手段を講じて不満を示し、さらに前進をはかっていかなければならない。手段はストに限らない。集会やデモでもよい。こういったことをやらずに、要求だけでも経営側が譲歩しないのは当たり前」(『社会経済生産性新聞』五月一五日)。

財界、独占的大企業は財テク、過大な成長見積もりに端を発したバブルの発生と破裂から、その結果としての過剰生産、金融恐慌の犠牲を「経済危機突破」を口実に「総人件費管理」「能力主義・成果成績主義」を強め、ベアゼロ・賃上げストップ、人減らし、福利厚生費切り捨て、さらには社会保障の受益者負担化を押し進めています。国家は、それを全面的に支援しています。

労働組合の力は「数」です。知識にもとづいた「数」と「生の声」が、労働組合を労働組合らしいものにします。マルクスは労働組合について、「労働組合のなかで労働者が訓練されて社会主義者になるのは、労働組合では彼らの眼前で毎日のように闘争がおこなわれているからである」と述べています。その最高の姿がストライキです。科学的社会主義の創始者たちが「労働組合は共産主義の学校」といったのは、その意味です。

二、なぜ労働組合が昨今社会的影響力を、急速に失ったのでしょうか。

第二次世界大戦後の日本労働運動は三つの転換点があります。第一は三池闘争（一九六〇年）、第二は「生産性基準原理」の提唱（一九七四年）、第三は連合結成（一九八九年）です。日本労働運動はすでに述べましたが、①職場闘争、②春闘、③反戦・平和のたたかいを「三本柱」としていました。

1、三池闘争後、職場闘争は放棄されてしまいました。「生産性基準原理」によって労働者の賃金論が弱められてしまいました。それらの結果、総評は崩壊し、連合が結成されたという事です。

2、組合外部の人々を味方にひきつける努力がなおざりにされてきたからです。日本の労働組合は大企業労働者、それも正規労働者を中心に組織されてきました。大企業正規労働者は約千五百万人です。労働者は約六千万人ですから、その影響力は限られたものにならざるをえないのは当然のことです。現在、正規労働者は絶対的に減少しつづけています。それが、就業労働者のいちじるしい減少です。

3、大企業労組から資本のたえない侵害を撃退する「日常闘争」（反合理化闘争）が姿を消してしまったこと、労働者の多数の力が不一致によって分散させられてしまったことです。労働者の分散状態は、経済法則として現代社会に貫徹する労働者の仲間同士の競争によってつくりだされ維持されます。

4、資本主義の矛盾である「搾取・抑圧・収奪」が、職場生産点だけでなく、全社会的にかつ全面的にあらわれ、社会運動があらゆる生活の場で展開されていることです。「環境破壊」はその最たるもので、人間が自然に働きかけてつくる社会の根本を破壊することに他なりません。こうして、現代社会ではさまざまな分野、領域で高度な専門的知識をもつ人々が、多様な運動を展開しています。

5、労働運動の直接の目的は、労資のあいだに必然的な日常の闘争、一言でいえば賃金と労働時間にかんする闘いにかざられています。この活動は今日の生産様式がつづくあいだは必要です。そして今日、「さらに必要」なことが生活で明らかにされているのです。問題は、すっかり「ねむり込まされ」てしまった労働運動をどう再建するか、再建の条件はどうつくられているかです。

日経連、資本に大きな矛盾

日本政治は今大きな転換点にあります。大企業中心の政治が働く者の生活を直撃しているからです。その第一段階が一九八九年の「ヤマが動いた」参院選挙でした。中曽根第二臨調、規制緩和が「三点セット（売上税導入・コメ自由化・リクルートスキヤンダル）+ α （過労死・働き蜂・ウサギ小屋）」となり、自民党支持基盤をつきくずしたのです。「三点セット+ α 」の矛盾は九〇年代、消費税率アップ、全面的な経済構造・社会保障政策改革、バブル崩壊に端を発する金融恐慌となり自民党支持基盤を揺さぶりつづけています。

総保守勢力は小選挙区制導入による「政治改革」で、危機乗り切りに全力を上げました。自民分裂から始まった一連の政界再編成はその帰結です。それを演出したのが、中曽根第二臨調の人脈と手法を受けついで「民間政治臨調」です。民間政治臨調は「政・財・官・労・学・マスコミ」といった社会上層部をとりこんだ「大政翼賛会」組織です。中心は日経連とユニオン連合でした。

日経連は「職場は社会の安定帯」との考え方で、ユニオン連合を協力者に「危機突破」

をはかったのです。しかし、経済構造改革・社会保障改革は、ユニオン連合の根元をゆさぶり、「職場の安定帯」は崩壊の過程に入りました。

一、労働者階級の「窮乏化」、「生活の不安」が、いかに深刻かはすでに述べました。道徳的墮落、精神的萎縮、政治的無自覚が現在、社会をおおっています。しかし、矛盾は着実に増大しています。資本と賃労働の関係で、矛盾はどのような姿をとっているのでしょうか。

1、日本の労資慣行が揺れていることです。日本の労資慣行とは、①終身雇用制、②年功序列賃金制、③企業別組合を中心に、④退職金制度、企業内福祉で構成され、本工労働者を企業内にとりこむ制度でした。一九八五年のプラザ合意以降、大競争の波が日本をまきこんだこと、さらにはバブル崩壊とその処理策の失敗が、日本を金融恐慌状態におとし入れ、日本の労資慣行を直撃したのです。

二、日本の労資慣行の崩壊は労働法制の規制緩和で一挙にかつ全面的に拡大しました。資本の労務政策は次のように変化してきました。

1、新時代の「日本の経営」(一九九五年五月) 従来の日本の労資慣行を見直し正規労働者を減らし、派遣・有期雇用労働者、パート・非正規労働者拡大。この法律的枠組みづくりが労働基準法・労働者派遣法・職業安定法等の改悪です。つまり、不安定雇用労働者の拡大です。

2、ブルーバード・プラン(一九九六年、九八年一二月改定) ここではイ)経営道義・企業倫理の確立、ロ)国際競争力の維持・強化、ハ)雇用の安定等がうたわれています。「総人件費管理」「成果・成績主義」、能力主義の導入です。

3、経済戦略会議、経済競争力会議(一九九九年二月以降) これは①と②の総合化で、その具体化が産業再生法、経済白書がいう「三つの過剰(雇用・設備・債務)」の克服です。産業再生法、金融再生法は一九八〇年代の「国鉄分割民営化法」「国鉄改革法」と同じ国家的首切り法案です。

4、新時代の労使関係の課題と方向(一九九九年五月) これは五月の日経連定時総会で報告されました。労使慣行の動揺に備えた方針です。(編集部・つづく)

「富める」国と「貧しい」国の格差は拡大

— 第五四回国連総会でのキューバ外相の演説(一九九九年九月二四日) —

一層の自由貿易体制を押ししすめるため、アメリカのシカゴに小さな国から大きな国まで一三五ヶ国が集まって開かれたWTO閣僚会議が決裂した。決裂の表面的原因は、アメリカとヨーロッパ、日本の間にあった。①農産物自由化、②工業製品の、とりわけ鉄鋼をめぐる反ダンピング措置であった。アメリカは最も強い輸出競争力をもつ農産物自由化、比較的競争力の弱い工業製品の輸入削減を押し進め「国益」増大をはかった。これに対しヨーロッパ、日本は農業の自由化に反対したのである。

決裂の最も深い根は先進国(富める国)と発展途上国(貧しい国)の格差拡大にあった。グローバルリズムそしてWTOが主導した自由貿易体制は「貧しい国々に」の経済発展を阻害し、国全体が世界の巨大金融資本の世界組織であるIBRD(世界銀行)やIMF(世界通貨基金)に飲み込まれ、新たな経済侵略に他ならないことが明らかとなったことであった。どのように「富める国」が「貧しい国」を支配しているのか、国連総会でのキューバ外相演説はその実態を赤裸々にあばいている。以下その全文である。(編集部)

貧困

今日、この議場には豊かな国々の代表と、世界の大多数を構成する貧しい国々の代表が集まっています。GDPが二五〇〇〇米ドルの国々からの閣僚や大使たちが出席している一方で、その他はGDPがわずか三〇〇米ドルであるような国々を代表しています。そしてこの差は年々大きくなっています。

この議場には、今後将来は有望なようだという国々からの代表が出席しています。これらの国々は世界人口のわずか二〇%を占めるに過ぎませんが、GDPの八六%、輸出市場の八二%、直接外資の六八%、地球上の電話線の七四%を占めています。しかし、世界人口の八〇%を占めるわたしたち、今述べた豊かな国々の大都市の富を増大させるために数世紀にわたって植民地にされ、収奪された国々の将来については何が言えるでしょうか？

時が過ぎたのは確かです。わたしたちの歴史は現在ある通りです。そうあってほしかったと望んだものでないことも確かです。しかし、わたしたちは本質的に同様な将来を、ただ受け入れなければならぬのでしょうか。世界で最も豊かな二か国の富が、正義を求めて今日この議場に出席している、六億人の人口をもつ、もつとも低開発の四十八か国のGDPを合わせたよりも大きいことを知りながら、わたしたちは安心できるのでしょうか？

ほとんど増えない人口であっても、その大多数が適度な生活水準を保証されている国々、人口の一定割合の人々が本物の豊かさの中に住んでいる国々の代表とともに、私たちは今この議場に参席しています。この人々は毎年香水に一二〇億米ドル、ペットフードに一七〇億米ドル使っています。

しかし、この議場には楽観的になれない多数者が列席しています。この多数者とは飢餓に苦しむ九億人、貧困のなかに暮らす一三億人です。今日ここにアフリカを代表して列席する私の兄弟姉妹たちは、安心することはできません。彼らはアフリカにはHIVの陽性者が大陸全体で二二〇〇万人いることを知っています。このビルスに感染した人ひとりりを治療するのに年間一二〇〇〇ドルかかること、つまり、アフリカにいるAIDS感染者全員が、豊かな国々でAIDS患者に現在行われていると同様な治療をすれば、年間約三〇〇〇億ドルかかることも知っています。毎年八〇〇〇万人ずつ増える、とりわけそのほとんどが第三世界で増える、地球上の人口六〇億人を代表して列席するみなさんが、来世紀もこのような現実が変わることなく、引き続き存続すると信じることができのでしょうか。

現在の世界経済秩序によって、貧しい国々の人々は自国で適度な生活条件を見つけることができなくなっています。夢を求めて、豊かな国々に群れ集まる貧しい国々からの移民たちの持続的な増大に、わたしたちのうち、一体だれが、どのようにして食い止める事ができるのでしょうか。

軍事的脅威

この議場に列席者の中には、二一世紀に軍事的脅威を恐れる必要のない国々の代表者も少数ですが、います。中には核兵器を所有し、強力な同盟に属し、毎年、より良い、より精巧な兵器で軍備を増強している国々もあります。これらの国々は世界の他地域を単に、NATOの欧州大西洋周辺国としてしか見なしていません。この国々は、NATO侵略的

軍事同盟の「新戦略」として知られるようになった概念にもとづいて行動する目に見えない攻撃者による大量爆撃の破壊に決して耐えなくてよい国々です。

しかしながら、今日ここに列席した人々の大多数はこうした安全保障を享受していません。大多数はただ一国の軍事、技術大国が支配する世界の中で、冷戦という困難な時代よりも今日は一層不安である事実を見て、わたしたちは打ちのめされます。

いつの日か、安全保障理事会を招集し、わたしたち貧しい国々に対する脅威であると思われませんか。状況について議論したいと望めば、私たちの声は聞き入れてもらえるでしょうか、ご列席の皆さん。残念ながら、わたしは最近の出来事から、そうであるとは思われません。

核軍縮を含めた全般的軍縮および完全軍縮について、どうしてこの議場で論議がないのでしょうか。この問題がなぜ、四〇年間にわたって攻撃され、封鎖されている国、キューバのようなケースに必要な軽火器の管理だけに制限されているのでしょうか。なぜ、致死性のレーザー誘導爆弾、劣化ウラン・ミサイルやクラスター爆弾や黒鉛爆弾など、米国がコンボの民間人爆撃に無差別に使用したものについて、何の発言も無いのでしょうか。

貧しい国々の集団的安全保障に対して、切実に重要な問題を評価するのに現在用いられている不公正で不平等な基準を変えないで、わたしたちのこともたちが正義で安全な世界を引き継ぐと、言える人がどれくらいいるのでしょうか。

わたしたちはまた、自由市場原理と、野蛮な死のビジネスにおける需要供給の聖なる法則の押しつけを受け入れなければならないのでしょうか。現在軍事支出に使われている七八〇億ドルの大きな部分を合理的で調整の取れたやり方で、国際社会が第二世界の国々の発展に振り向け直すのに何が障害になっているのでしょうか。

国連改革

それゆえにこそ、わたしたちはこれほどまで無心に国際法の原則の順守を主張しているのです。半世紀以上もの間、世界の国々の関係を指導してきた法です。わたしたち貧しい国々は、主権と自決権、すべての国の主権の平等、他国に対する内政不干渉を重んじる原則に訴えることができなくなれば、将来、自らを守るのに何が残っているのでしょうか。現在でも組織的に、またあからさまに犯されているこうした原則が、もし国連憲章からはずされる事になれば、貧しい国の一つに敵対してかけられた脅威をどのようにしてわたしたちは国際社会に抗議することができるのでしょうか。

一極化した世界において、主権の制限と人道的介入のような概念を押しつけようとする企ては国際的安全保障にとっては恩典ではありません。強力な軍隊もなく、核兵器も持たない第三世界の国々に対しては脅威です。このような企てはそれゆえ終焉させなければなりません。この企ては国連憲章の条項と精神に違反しています。

同時にわたしたちは、今、これまで以上に国連を守らなければならないと思います。わたしたちは国連の民主化を求めると同様に、国連の存在の必要性を守ります。わたしたちの直面している挑戦とは、全加盟国の利益が平等になるように国連が機能するよう、国連を改革することです。

わたしたちは安保理の存在の必要性和、安保理を一層拡大し、民主化し、透明性をもたせる必要性の両方を主張します。常任理事国の数を増加したらどうでしょうか。ラテンアメリカ、アフリカ、アジアから、少なくとも二―三か国の新規の常任国を含めることがで

きないでしょうか。現在では、加盟国は一九四五年にサンフランシスコで国連を創立した国々の数の三倍になっています。またその大多数は、いわゆる第三世界であり、これらの国々を代表する常任国は現在一国も存在していません。

しかしながら、わたしたちは拒否権については擁護しません。わたしたちはどの国も拒否権をもつべきでないと考えます。しかし、もしこれを無くすることができないのであれば、この優先権がもっと均等に分担され、新たに常任理事国となる国もすべて拒否権をもつよう保証するための努力をすべきであると考えます。今、拒否権を無くすることができないのであれば、国連憲章の第七章で提示されている対策だけに制限できないでしょうか。

現状では、ある一国が、その他の国連加盟国すべての意思を無視し踏みにじることができません。そしてただ一国、自分のもっている無制限な拒否権を無限回行使してきた国があります。アメリカ合衆国です。この状況は持続不可能です。

国連の場で、わたしたちは一つの物の考え方と意思を押しつける試みや、それが皆のものであるかのように、あるいは、これほど多様なわたしたちの文化やモデルより優れているかのように、また多様性のあるアイデンティティーよりも先進的で、現代的であるかのように信じ込ませる意図を終わらせなければなりません。わたしたちのような貧しい国は欧州大西洋の周辺地域にすぎないという見方や、植民地主義、低開発、豊かな国々の消費主義の結果として、またこれらの国の昨今の、あるいは現在の政策のまさに結果として、わたしたちが直面している問題に対してグローバルな脅威であるというレッテル貼りに、わたしたちは生き延びるために反対しなければなりません。(つづく・富山 栄子訳)

フランス「週三五時間労働」が来年実施

— ジョスパン・フランス首相訪日の焦点 —

十二月中旬、フランス首相ジョスパンがやってくる。これと符節を合わせ、「日仏フォーラム」が開かれる。テーマは「時短」に関心が寄せられるはずだ。

ジョスパン政権は九七年六月に、社会党(二五〇)、共産党(三二六)、緑の党ふくむ左派系諸派(三四)の三二〇(国民会議Ⅱ下院の定数は五七七)で成立した左翼連合政権である。ジョスパンは三〇〇万人(約一二%)を超えた失業問題にとりくみ、①若年層三五万人の公的部門での緊急雇用政策、②週三五時間労働法案成立など大胆な政策を実施した。**労資の攻防** 週三五時間労働法案(第一法案)は昨年(九八年)六月に成立、その具体的実施細則(第二法案)は今年(九九年)十月に成立し、世界に先駆けた「週三五時間労働制」は来年(二〇〇〇年)一月から実施されることがほぼ決定となった。この問題をめぐり、フランスでは労資(フランス経団連である「フランス企業運動」と労働組合・労働組合員)の激しい攻防が展開されている。

フランス企業運動は、①フランスでは雇用対策はやり尽くした、②そのため今回は労働時間に目が向けられた、③労働時間は減っても最低賃金は維持されるから、週三五時間制はコストが高くなる。④政府は時短に協力した会社に補助を出すといっているが、その内容は不明という。労働側の要求は①労働時間短縮に見合った雇用創出、②労働時間の効果的な管理、③雇用を増やし不安定雇用を減らす機会を「スローガン」にし、具体的には①雇用削減計画の緩和、②青年新規雇用者への通勤手当支給、③有限雇用から無期限雇用、

④パートの無期限雇用からフルタイムの無期限雇用への雇用計画の転換、⑤労働テンポの濃密度化(労働強化)の緩和策である。

国民会議では左翼連合政府は過半数をはるかに超え、保守政党は四分五裂の状況だからこの法案の実施は確実。したがって、フランスの経営者たちは「時短のコスト」を、①変形労働時間制、②正規労働者群を減らし、パート、派遣等の不安定雇用拡大策、③政府の助成金拡大で乗り切ろうとしている。この法律は企業間の労使の協定を必要としているから、とりわけそうなのである。より有利な内容とするため、労働組合は十月以降、さまざまな産業、業種、企業でストライキが展開、経営側も大規模なデモ、集会をくり抜けていく。

週三五時間法 フランスの週三五時間労働法とはなにか。

昨年可決された「第一法案」は①従業員二十人以上の企業で二〇〇〇年一月から、二十人未満の企業では二〇〇二年一月から法定労働時間を三九時間から三五時間にする、②上記時短を施行以前に労資協約等で実施し、雇用を増加、または維持した事業主は国からの助成を受けることができる。その場合、助成は雇用増が条件、③適用産業・企業は公務員・公立病院、警備員、海員、漁民、国鉄などを除く企業・職種である。

「第二法案」はこの実施要綱を定めたもので、①時間労働手当―二〇〇〇年は割増率を二五%から一〇%に削減し、二〇〇一年には二五%にもどす、②年間の時間外労働時間―二〇〇〇年から週三七時間以上、二〇〇一年から週三六時間以上の時間外労働時間を年一三〇時間に限定する、③最低賃金の引き上げ―政府が三九時間労働と同一の賃金を三五時間労働で保証する。同一労働の新規雇用者についても同一賃金を保証する、④パート労働―週三五時間以下の労働時間でも年間雇用の場合には、労働時間数に応じて一般の労働者と同様の措置を享受できる、というものだ。とりわけ日本の「監獄的労務・時間管理」との対比でおもしろいのは、「作業服の着用義務のある企業では衣服着脱の時間も『実労働』時間にふくめる」としていることだ。

フランスの年間労働時間は一六五六時間(九七年)。これより低いのはドイツの一五六〇時間(九六年)、ノルウェーの二三九九時間(九七年)。高いのはアメリカ一九六六時間(九六年)、日本一八八九時間(九五年)である。

ユニオン連合は結成時一八〇〇時間達成を最大の課題とした。しかし、増えることはあっても減ることはない。残業手当は月〇〇時間以内と規定され、多くの大企業では時間外労働の正確な数字が隠されているからである。「ワーク・シェアリング」(労働の分かち合い)が日本でも「失業対策」の重要な環となる気配だ。時短を政府や経営者・資本家、労働組合にまかせず、労働者自身が考えなければならぬ時期にさしかかった。過労死、自殺、いじめ、やりたい放題のクビ切りと人減らしの諸制度を根本的に見直すために。

(伊勢 太郎)

◇ 読者からのおたより ◇

ILO勧告を解決のハズミに こちらは本格的な冬を迎えます。十一月十八日「団結権の侵害」でILOが国労の主張を認めた「中間的勧告」。二〇〇〇年三月までには全面的な勧告が出されそうです。解決のハズミにしたい。

(国労名寄闘争団・佐久間 誠)

編集部より ILO勧告は政府・JRに大きなショックを与えました。運輸省はさっそく幹部をスイスのジュネーブに派遣。巻き返しをはかっています。地域の仲間に大宣伝し、国鉄分割民営化時に苦勞された佐久間さんたち国労の仲間を経験を全国に広げる時です。氣力を充実させ、さらになんばって。近く、「佐久間ホテル」に泊めて。

十一年前の思いを大切に運動を進めています。十一年前、北海道を出る時のことを今でも忘れる事はできません。そんな思いを今は私がさせてしまいました。大切にしていきたいと思えます。(千葉・I) 編集部より 「新得会」桜の季節だったのに。もう木枯らしの季節。九階の事務所から西新宿を見ると、高層ビル群が真っ青な空に林立しています。国労がソソリ立つ情勢の到来です。「十一年前」が全労働者に襲いかかっているのですから。五日はごめん！ 会議と取材、そして自治会の役員会で身動きがとれません。

今度の支払いが私の番 前回支払いしてなくてすみません。二人で交代して支払うようにしているのですが、忘れていたようです。今回は私の支払いの番なのでまとめて送金します。(埼玉・O) 編集部より 先日は久しぶりに元氣な顔を見、安心しました。あなたのことですから全方位活動をされていると思っておりました。いつもすみません。多謝。

神戸市議団とともに 昨月、神戸市議団五名が新潟に来られ、八名で楽しく交流しました。今日は巻町の笹口町長。住民投票の関係で議会に行き、「住民投票を実行する会」の高島淳子町議らと意見交換をし、今は能登に向かつて電車の中です。(新潟・小林義昭)

編集部より 十一月八日付の「会報」拝見。「介護」「給食」「下水道・雨水」対策と盛りだくさん。さらになんばって。

原稿送ります 送金遅れて申し訳ありません。そのうち原稿送ります。(横浜・S) 編集部より 原稿、楽しみに待っています。今度こそ！

政府、JR、総資本を分断する 東京高裁で逆転判決を勝ち取るために二百万署名をやりとげ、国会・地方議員要請と座り込み抗議など大衆行動を強めると共に、相手側の弱みにつけこんで政府・JR・総資本を分断しよう！(静岡・S)

編集部より 「政府、JR、総資本を分断する」、この視点いいですね。中央そして地方での分析をやろうよ。そして相手に一泡ふかせよう。私もさっそくとりかかろう。(国労・S)

地域間異動あと二ヶ月 二回目の地域間異動もあと二ヶ月。地元に戻ることを祈って奮闘します。(国労・S)

編集部より 本当にお疲れさまでした。単身で。ほかには想像できません。納得できる解決めざす 国鉄闘争へのご支援、アドバイスありがとうございます。国労内部にゴタゴタが生じており残念な気持ちですが、あくまでも納得できる解決ができるまでがんばり続ける決意です。(国労・H)

編集部より 国労は今の労働運動にとって「宝」です。氣力充実させてがんばって。次の機会が楽しみ 先日は(もうかなりの日数が過ぎてしまっていて遅くなりすぎですが)久しぶりに楽しく元氣の話を聞かせていただきありがとうございます。次の機会を楽しみにしております。誌代、この時期は忙しくて郵便局が遠く感じられますので一年半分送ります。(鹿児島・R子)

編集部より 鹿児島島の「人工島」の住民投票どうなりましたか。これからもよろしく。再び京都で 先日はたいへんありがとうございました。十二月四日～五日の地本大会で、滝野氏から学んだ事をみんなに報告し、実践していきたいと考えます。ふたごができたら報告します。写真できましたので同封します。また、京都に来て下さい！(京都・T)

編集部より 写真、ありがとうございます。勉強会楽しかった。宇治市もつとゆっくりしたかったです。二部拡大 二部拡大しましたので下記に送付して下さい。なお、見本誌は渡しておきませんので、私の分と黒川さんが載っている分を送って下さい。(徳島・F)

編集部より 拡大ありがとうございます。ご意見よせて。要求の中心 E市職では、今年も①五十五歳昇給停止を絶対反対、②現在の当局と協定を結んでいいる昇格運用基準を守らせること、③現在E市の昇任・昇格の足かせとなっているライン制を廃止しスタツフ制の導入を当局への要求の中心にしています。私たち青年部員も定期的に学習会を行い組合員として意識の向上をはかっています。(自治労・E)

編集部より 学習会を継続して。歴史は原則に返ることを求めています。それなのに、原則を知らないければ歴史の問いかけに答えられません。

パンフ発行 「守れ！平和・人権 勝ち取れ！」 JR復帰—国鉄闘争の現段階と私たちの闘い」を発行しました。ご希望の方ご連絡下さい。(国労帯広闘争団 TEL 0155-23-1762)